

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ツガミと称し、英文名を TSUGAMI CORPORATION とする。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 精密工作機械、精密測定器、精密工具の製造および販売
2. 光学機械、計量器の製造および販売
3. 精密なる自動販売機、自動音楽演奏機、温度調整機、繊維機械、印刷機械、その他の精密機械、器具ならびに部品の製造および販売
4. 金属ならびに非金属材料による製品の製造、加工、および販売
5. 金属酸化物ならびにその加工品の製造および販売
6. 精密機械、器具、工具、部品の輸入および販売
7. 前各号に関する技術指導およびコンサルティング
8. 前各号に付帯し、または関連する一切の事業

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は3億2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号にかかげる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使できる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に定める場合のほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(会期の延期、続行、会場の変更)

第17条 総会の議長は、総会の決議により、会期を延期または続行もしくは会場の変更をすることができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、その他の役付取締役を若干名置くことができる。

(取締役会の招集権者および招集通知)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。招集通知は、会日の4日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議および決議の省略)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数により決する。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれにあたる。
当該取締役に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の役割)

第26条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(監査役の責任限定に関する経過措置)

第35条 当会社は、第115期定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、従前の例による。

以 上

(2025年6月18日 改訂)